平成２７年（再イ）第３４３号
大阪府東大阪市小若江３丁目５番13号（営業所所在地大阪市東成区深江南３―16―28）
再生債務者　香川接骨院こと　香川　郁夫
1　決議に付する再生計画案　平成27年10月23日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　平成27年11月24日まで
平成27年10月26日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（再イ）第３４８号
大阪市生野区中川西１丁目６番９号
再生債務者　竿　　秀昌
1　決議に付する再生計画案　平成27年10月22日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　平成27年11月24日まで
平成27年10月26日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（再イ）第３６４号
大阪府八尾市青山町２丁目11番18号１階西３号
再生債務者　田中　高宏
1　決議に付する再生計画案　平成27年10月20日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　平成27年11月24日まで
平成27年10月26日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（再イ）第３６９号
大阪市城東区新喜多１丁目２番17―607号
再生債務者　髙橋　翔一
1　決議に付する再生計画案　平成27年10月22日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　平成27年11月24日まで
平成27年10月26日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（再イ）第４９号
広島市安佐南区祇園６丁目18番４―203号　タウニー祇園
再生債務者　中村　昌宏
1　決議に付する再生計画案　平成27年10月21日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成27年11月24日
3　再生計画案に対する回答期間　平成27年11月24日まで
平成27年10月27日
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（再イ）第３号
広島県庄原市東城町川東115番地
再生債務者　髙尾　武男
1　決議に付する再生計画案　平成27年10月21日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成27年11月24日
3　再生計画案に対する回答期間　平成27年11月24日まで
平成27年10月27日　広島地方裁判所三次支部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２７年（再ロ）第７号
沖縄県那覇市首里石嶺町１丁目56番地
再生債務者　渡久地　繁
1　決定年月日時　平成27年10月26日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成27年11月24日まで
4　一般異議申述期間　平成27年12月７日から平成27年12月14日まで
那覇地方裁判所民事第３部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２７年（再ロ）第６号
北九州市小倉南区東貫３丁目21番10号
再生債務者　野上　　愛
1　意見聴取に付する再生計画案　平成27年10月22日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成27年11月17日まで
平成27年10月27日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（再ロ）第４号
埼玉県川越市寿町２丁目309番地５
再生債務者　淺野　雄一
1　意見聴取に付する再生計画案　平成27年９月30日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成27年11月24日まで
平成27年10月23日
さいたま地方裁判所川越支部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２７年（再ロ）第１０００３号
東京都武蔵村山市大南３丁目127番地の28
再生債務者　別所　　聡
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年９月８日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年10月26日
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（再ロ）第２号
長野県須坂市墨坂５丁目４番12号
再生債務者　町田　祐作
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年10月21日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年10月26日
長野地方裁判所民事部再生係

平成２７年（再ロ）第１号
岐阜県高山市新宮町3329番地　ガーデンハイツ302号
再生債務者　加茂野ひろみ
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年10月22日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年10月26日
岐阜地方裁判所高山支部再生係

平成２７年（再ロ）第１００２３号
東京都江戸川区船堀５―７―２
再生債務者　植草　賢治
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年10月９日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年10月26日
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（再ロ）第１号
長野県小諸市大字御影新田2173番地４
再生債務者　長谷部みゆき
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年10月26日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年10月27日
長野地方裁判所佐久支部再生係

国家公務員共済組合連合会職員共済組合定款の一部変更について

国家公務員共済組合連合会職員共済組合定款（平成13年４月１日制定）の一部を次のように変更する。

平成 27 年 9 月 30 日
国家公務員共済組合連合会職員共済組合代表者
国家公務員共済組合連合会理事長　尾原　榮夫

第13条第１項の次に次の１項を加える。
2　長期組合員のうち厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）の適用を受ける被保険者は、同法第２条の５第１項第２号に規定する第２号厚生年金被保険者及び高齢任意加入被保険者（同法附則第４条の３第１項の規定による被保険者であって、組合員である者をいう。）に区分する。
第16条中「第51条第１項」を「第50条第１項」に改める。
第17条中「第52条」を「第51条」に改める。
第29条（見出しを含む。）中「決定及び支払」を「裁定及び決定並びに支払」に改める。
第31条第１項中「第１号の２」を「第２号」に、「第42条第１項」を「第40条第１項」に、「第42条の２第１項」を「第41条第１項」に改め、同条第３項中「第99条第２項第２号」を「第99条第２項第３号」に改める。
附則第６条中「第52条」を「第51条」に改める。

附　則

この変更は、平成27年10月１日から施行する。